

## プリペイドカードの発行、販売等に係る仕訳

事項	自社発行型の場合	第三者発行型の場合	備 考
1 カードシステム導入時	差入保証金 / 現金(or未払金)	差入保証金 / 現金(or未払金)	カードシステム運営会社に支払う保証金に係る仕訳
2 システム機器の購入 又は 賃借時	器具備品 / 現金(or未払金) 又は カード運営費 / 現金(or未払金)	器具備品 / 現金(or未払金) 又は カード運営費 / 現金(or未払金)	賃借の場合、その賃借がリース取引に該当するときは、購入(売買)扱いとされる。
3 カード部材等購入時	前払費用 / 未払金(or現金)	プリペイドカード / 未払金(or現金)	カードの購入費には、カード運営会社に支払う発行手数料を含む。
4 カード客への販売時	(カード残高精算の場合) 発行費用 / 前払費用 現金 / 前受金等 (カード残高未精算の場合) 発行費用 / 前払費用 現金 / カード売上 (or 現金 / 前受金等) ※1	(カード残高未精算の場合) 現金 / プリペイドカード 支払手数料 ※2 /	※1 法人税基本通達2-1-39ただし書の適用 ※2 プリペイドカードの取得費に含まれている発行手数料を費用化する。
5 カードによる貸玉の提供時 又はカード消費時	(カード残高精算の場合) 前受金等 / 売上 (カード残高未精算の場合) カード売上 / 売上	営業未収入金 / 売上	
6 カードの未使用残高の精算時	(カード残高精算の場合) 前受金等 / 現金 (カード残高未精算の場合) ( - )	/	第三者発行型カードについては精算手続無し。
7 締め日/カード会社との精算	/	未払金 / 営業未収金 現金(プラス・マイナス双方の発生がある。)	カード運営会社との間で、カード購入金額とカードによる貸玉の提供に係る営業未収金の精算(貸借差額が精算金額となる。)
8 締め日/カードシステム利用料 及びカードリーダー管理料	カード運営費 / 現金(or未払金)	カード運営費 / 現金(or未払金)	
9 決算期末	(カード残高未精算の場合) 見積み費用 / 未払債務 ※3 前受金等 / 雑益 ※4		※3 法人税基本通達2-2-11の適用 ※4 法人税基本通達2-1-39ただし書の適用に伴う長期未使用カードの残高を雑益に計上する。